

消防設備点検資格者本講習の実施(新しく免状を取得される方)

日時：2024年1月10日(水)～12日(金) 第1種

2024年1月17日(水)～19日(金) 第2種 場所：滋賀県危機管理センター

消防用設備等は、定期点検が義務づけられ特に人命危険度の高い一定の防火対象物に設置されている消防用設備等については、消防設備士または点検資格者に点検させなければなりません。この講習は消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づく消防設備点検資格者としての資格を取得するための講習です。

